

議案第 21 号

財産の譲与について

下記のとおり財産を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 1 日提出

平成 29 年 3 月 1 日可決

藤岡市長 新 井 利 明

記

1 譲与する財産

(1) 建物

| 名称 | 所在地 | 構造 | 床面積 (㎡) |
|-------------------|------------------|---------|-------------|
| 三波川第 3 コミュニティセンター | 三波川 1 8 1 7 番地 1 | 木造瓦葺平屋建 | 1 3 0 . 6 7 |

(2) その他

(1) に付随する工作物及び物品一式

2 譲与の時期 平成 29 年 4 月 1 日

3 譲与の相手方 住所 藤岡市三波川 1 8 1 7 番地 1

氏名 三波川 3 区自治会

会長 仁井田 茂